

生駒市条例第 7 号

生駒市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市行政手続条例の一部を改正する条例

生駒市行政手続条例（平成 9 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）」に改める。
第 30 条—第 35 条）
の求め（第 35 条の 2）」を「第 4 章の 2 処分等」

第 2 条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 7 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 8 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 4 条、第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 22 条第 3 項並びに第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 33 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第 3 4 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章の 2 処分等の求め

第 3 5 条の 2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その

旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(生駒市税条例の一部改正)

2 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。